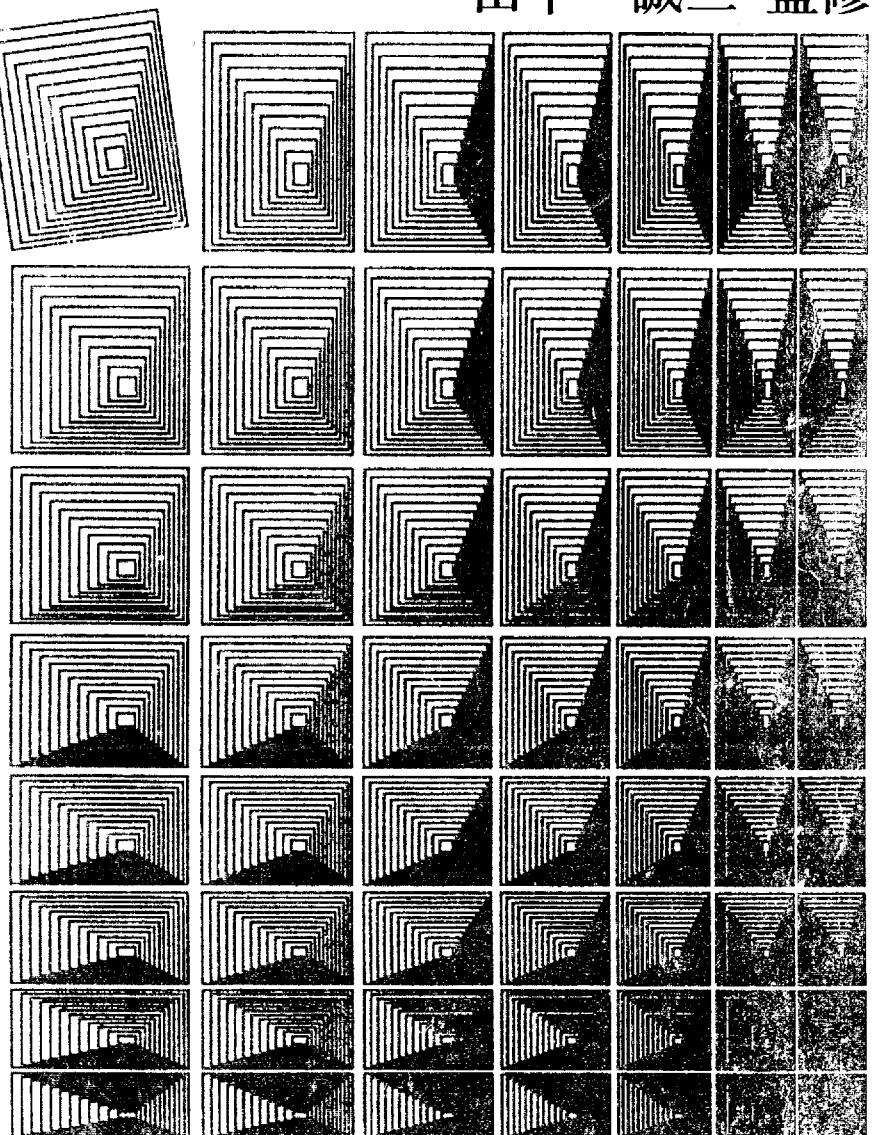


新版

和議・会社整理・特別清算 実務と理論の問題点

田中 誠二 監修

(五十音順)
助 二男 平夫 誠泰也 三人 敏義 利仁 機正彦 徹三也 雄男郎 作
慶 橋 康武 安睦 羅 雅益 壽秀忠 有英 安威 省浩 英治 一順
高 内 代 口原 比岡 田野 村村 田永内 鳴田 上下 宅山 井田 森永
竹 谷 田 谷 多時 永長 中野 羽福 堀松 松三道 三村 森山 山吉
田 谷 田 多時 永長 中野 羽福 堀松 松三道 三村 森山 山吉
谷 田 多時 永長 中野 羽福 堀松 松三道 三村 森山 山吉
田 多時 永長 中野 羽福 堀松 松三道 三村 森山 山吉
多時 永長 中野 羽福 堀松 松三道 三村 森山 山吉
時 永長 中野 羽福 堀松 松三道 三村 森山 山吉
永長 中野 羽福 堀松 松三道 三村 森山 山吉
長 中野 羽福 堀松 松三道 三村 森山 山吉
中野 羽福 堀松 松三道 三村 森山 山吉
野 羽福 堀松 松三道 三村 森山 山吉
羽福 堀松 松三道 三村 森山 山吉
福 堀松 松三道 三村 森山 山吉
堀松 松三道 三村 森山 山吉
松三道 三村 森山 山吉
三道 三村 森山 山吉
道 三村 森山 山吉
村 森山 山吉
森山 山吉



和議の効力

二
ユ
一
ヨ
ー
ク
州
弁
護
士
竹
内
康
一

和議は、債権者集会において可決された後、その認可決定の確定により効力を生ずる(和議法五四条)。これにより、債務者の再建の基礎となる①経営もしくは管理処分の方針(和議法五七条、破産法三二五条)、②和議債権の変更および弁済方法の確定による債務者の財政(財産状態)の健全化と資金見通し(和議法五七条、破産法三二六条一項)がそれぞれ確立される。

可の時（確定の時ではない。会社更生法二三六条）に関係者が抱く期待と安心感とをもつて比較すると、歴然たるところがある。この格差は、単に更生会社が大規模会社であることによるのではない。和議手続の内部それ自体に、それに関係した企業家（債権者、債務者とも）の専門的な経営知識、財務知識、経理知識を満足せしめる保障が欠ける点にこそ原因があると云うべきである。

定確保の困難（会社更生法）――九条
三）、人員削減・合理化の困難など
他によほどの特殊の好事情がない限り
宿命的とでもいうほかない和議
制度的な制約が明らかであるから
あり、また債権者集会における可否
までの手続には、いささかなりと
この欠陥を科学的・合理的に測定し
修補しうる機会が設けられていいな
からである。

の限で決もい

たうえで、新しい立場力の評価に根ざした再れる仕組ではないこと合理・不安定は著しい参考までに、約一〇四年司法統計年報1民れば、同年中の和議開六五件および前年から定後の件数三〇〇件（以件）のうち、昭和五四年

から見た収益建案が立案され起因する不

はじめに

破産法三〇二条。ただし、開始決定前であれば、不利な変更も許される）。和議開始決定から和議可決の集会までの期間は、三ヶ月（和議法二七条）にすぎない（このほか和議法五九条。和議申立から開始決定まで十分の期間をとり、再建の初期段階を慎重に検討することは可能であるが、和議開始が未定であるこ

年の更生開始決定件数三八件および前年からの開始決定後計画認可前の件数一六四件（昭和五三年司法統計年報「民事行政編二九七頁」）（以上合計二〇一件）のうち、昭和五四年中に更生計画案認可となつたものが六八件であるので、結局、開始に対する更生計画案認可の割合は三三・六%にとどまつていた。

一方、昭和五四年から約一〇年後

の情況を見るために、平成二年司法

統計年報「民事行政編から同じ項目

の数値を拾うと、同年中の和議開始

決定件数三二件および前年からの未

済開始決定後の件数八件（以上合計四

〇件）のうち、平成二年中に和議認可となつたものが三三件であるので、

結局、開始に対する和議認可の割合

は八二・五%となる（同年報二九八頁）。

他方、会社更生では、平成二年の更

生開始決定件数四件および前年から

の開始決定後計画認可前の件数二〇

件（以上合計二四件）のうち、平成二

年中に更生計画認可となつたものが

七件であるので、結局、開始に対する

更生計画認可の割合は二九%である。これをみると、認可の割合については大きな変動がなく、会社更生

〇一のうち、昭和五四年中に更生計画案認可となつたものが六八件であるので、結局、開始に対する更生計画案認可の割合は三三・六%にとどまつていた。

法三〇三頁以下、石原辰次郎・破産法・

和議法実務總攬六四頁以下など）、本

稿では、一応從前の手法に従いつつ、

できる限り和議認可決定確定の与え

る債権者・債務者に対する経営・經濟

上のインパクトをも考慮に入れるこ

ととしたい。

のほうがより慎重である、あるいは

多くの時間をかけているという傾向

に変化がないというべきであろうか。

ところで、和議の効力が論じられ

ることである（加藤正治「澳國和議

法」破産法研究三卷二四五頁）。

常であるが（中田淳一「破産法・和議

法三〇三頁以下、石原辰次郎・破産法・

和議法実務總攬六四頁以下など）、本

稿では、書記官が確定にかかる和

議条件を債権表に記載することが必

要である（和議法五十五条・四五条、破

産法二二九条）。この債権表は、強制和

議と異なり債務名義とはならないの

で（破産法三二八条）、右の記入は和議

条件による権利の変更を公証するに

とどまる（もつとも、立法の主義とし

て、和議認可により、債権表あるいは債

権者一覧表等に基づき強制執行できる

（確定判決と同一効力とはいわない）と

議手続はその目的を達するので当然

に終了する。そして、破産宣告を前

提としないので、和議終結の決定を

要しないとされる（中田・前掲書三〇

三頁、石原前掲書六四頁）。一方、強

制和議については、破産法三三四条・二

二八条により当初からの破産の終結決定

条件履行中に、和議裁判所は、職權

の意味で、和議認可決定確定後は和

議開始前の原因による債権（和議債

なく、外国法制において和議終結決定（Beendigung）をする例（§55.Abs. はもちろん）ができるとして、継続して監督権を認めるものに、霜島甲一・I Österr. Ausgleichsordnung）もある。倒産法体系五三八頁がある。実務から異なる見解もあるが、理論的には賛成したい。

2 和議認可決定確定の破産手

法）破産法研究三卷二四五頁）。

管財人は、手続が終了することか

には賛成したい。

（1）和議申立（開始前）と競合した

破産申立（宣告前）は、和議法一七条

により中止するが（和議開始もしくは

破産宣告がすでにあつたときは、他方の

申立はできない（和議法一五条・一六

条））、この中止にかかる破産申立手続

（宣告前）は和議認可決定確定により

効力を失う（和議法五八条）。この場合、

するものもある。一九三五年二月二六日

ドイツ和議法八五条（斎藤常三郎・独逸

民訴訟法・和議法一六七頁）。

このほ

破産申立を棄却する旨の決定が必要

となるかにつき明文がないが、当然

に効力を失うとして特に決定を要せ

ず、当該破産申立費用は申立人の負

担という（加藤「和議法或問」一六

破産法研究八卷五五（五六頁）。

右と同

趣旨（すなわち破産的清算を放棄したと

の意味で、和議認可決定確定後は和

議開始前の原因による債権（和議債

の詳細は別稿に譲る。

（2）和議認可決定確定後の和議

条件履行中に、和議裁判所は、職權

の意味で、和議認可決定確定後は和

議開始前の原因による債権（和議債

告を求めるなど（和議取消しなど

なく、外国法制において和議終結決定（Beendigung）をする例（§55.Abs. はもちろん）ができるとして、継続して監督権を認めるものに、霜島甲一・I Österr. Ausgleichsordnung）もある。倒産法体系五三八頁がある。実務から異なる見解もあるが、理論的には賛成したい。

（2）和議認可決定確定の破産手

法）破産法研究三卷二四五頁）。

権)については破産の申立ができない

(和議法五七条、破産法三四二条)。

和議債権につき讓歩取消しまたは和議取消しができることは当然であ

る（和議法六二条・六四条。そして和議取消確定により破産へ当然移行する（和議法九条一項）。和議債権につき、その履行完了前の破産原因を理由に破産申立ができるとの判例がある（大決昭和

○・六・五大審院裁判例九巻民一六〇頁)。さらに、和議債権者であつても、和議認可決定確定後の発生にかかる新債権をもつて和議認可決定確定後に破産原因のあるときは、破産申立ができるとされる(石原・前掲書六六九頁。大決昭和六・九・一八民集一〇巻一〇号八三三頁)。このような場合には、和議条件の不履行による和議取消しの申立もあるうし、和議の履行も完了していないと思われ、明文はないが、新破産に関する破産法三四三条・三四四条の準用があるものと解する(谷口安平・倒産処理法三六一頁、石原・前掲書六九〇頁)。

(2) 和議開始前になされた和議債権についての強制執行は和議開始とともに中止されるが、さらに和議認可決定確定により効力を失う(和議法

五八条)。この場合、当然失効であるから、強制執行の取消決定を要しないと解する(仮差押について、仮差押四号二三〇頁)である)。債務者の不動産には差押の登記が記入されていようが、その後順位で和議認可決定確定の登記がなされるから(和議法八条)、第三者には不都合はない。もつとも、和議認可決定確定後に、和議開始、和議認可の各登記までをも抹消登記嘱託ができるというのが実務とされているが(石原・前掲書六七五頁以下)。法曹会決議、嘱託書の紹介がある)、買受人の希望を偏重するもので、しかも、不動産についての実体変動の経過・態様を真正に公示しないこととなるので賛成できない(会社更生でも、終結後に同じ抹消登記嘱託の実務を行つてはいる)。

制執行が可能である（竹野三三郎・議法原論三三九頁、石原前掲書六六頁、六六九頁。大判昭和八・三・三民一二巻四号三〇九頁、大判昭和八・三・三新聞三五三一号一四頁〈判例倒産二五一八ノ一頁〉）。この場合、同債務名義による和議認可決定確定もって先に失効した強制執行を続すべきではなく、新たに申立をなるべきであろう。

(3) 和議開始前になされた和議権についての仮差押・仮処分の執行は和議開始とともに中止され、和議認可決定確定により効力を失う（和法五八条）。新たに取消決定を要しないこと、和議認可決定確定後に和議条件の範囲で仮差押・仮処分の執行ができることなど、強制執行について述べたところと同じである。仮差押登記の後に抵当権が設定登記され、その後和議開始になった例で、和議認可確定により仮差押が失効し、登記局、抵当権者が優先的地位を取得するという判例（各古屋高決昭和五二一二・二本誌五四八号二八頁）がある。これに従うときには別除権の負担が加重されるから、和議条件の実行に込、債務者の誠実性等につき、債

和議債権者は慎重に対処しなければなるまい。一九三五年二月ドイツ和議法二八条は、和議開始前三〇日以内になされた強制執行処分による担保取得(差押による法定質権など)を認めず、和議債権にすぎないとするが、法律行為による担保の効力否定には及んでいない(斎藤・前掲書八二頁)。

参考までに、米国連邦破産法のもとでは、右の名古屋高裁決定にあらわれた事実関係と類似する事実のあることは否認されるべき譲渡(a transferとして)もちろん仮差押をも含む広い概念)は財団の利益のために自動的に存続するものとされるので、後順位の権利者が“ダナボタ式”に地位を改善してしまふところではない(“automatic preservation”, 11 USC § 551)。むしろ、いかいの発想)」などが正しいように思われる。同旨のものに、霜島甲一・前掲書一五四頁がある。

(4) 和議債権についての訴訟手続は、破産・会社更生・会社整理(民事訴訟法二一四条、会社更生法六八条、商法三九八条二項、民事訴訟法二一〇条)と異なり、和議開始によつて中断す

ることもなく、和議認可決定確定にも影響を受けない（谷口・前掲書二〇二頁）。また、債務者が和議債権の類型は、和議条件の範囲による現在（和議条件による履行期到来の時）の給付または確認の訴えおよび将来（履行期末到来の時）の給付の訴えである（将来の確認の利益を否定したものに、東京地判昭和三二・五・一五判例時報一九号一六頁がある）。その請求の範囲は、和議条件による変更の範囲に限る（オーストリア民事訴訟法四〇六条、民事執行法三五条）。和議不履行があり譲歩取消しになつたときには問題であるが、譲歩取消しにより回復した部分の請求は、将来の給付としてのみ（「和議履行完了したとき」など）認容されよう（和議法六二条、破産法三三一条）。

(6) 以上を通じて、和議債権に基づかない強制執行、仮差押・仮処分の執行、訴訟手続、仮差押・仮処分命令手続はいかなる影響も受けない。和議裁判所は和議申立後においても非訟事件を扱う公平に根ざした裁判所として、一定の要件を充たすと同時に担保権の実行も中止できるというものである（同旨、伊藤眞「和議手続における担保権者の地位」甲判例タイムズ四二三号三四頁、四二四号二五頁、四二五号二四頁。東西倒産実務研究会編「和議一二六頁」の意見は、やや積極的という程度か）。和議認可後は、およそ不可能であるとするのが一般であろうが、（麻上正信／谷口安平編「注釈和議法三一七頁（山田治男）」）裁判所が和議法五六条所定の手続、すなわち和議の効力を受けない債権の弁済が必要となる。強制和議（破産法三三三條）と異なり、その手続上の主体（弁済者

は債務者である。和法趣旨は「特殊の債なる場合に於ては弁手続を終結すべきも省編纂・改正破産法理所定の債権を弁済せらう。もつとも、為に生じたる債権を持し財産を保存ある委任・雇用、請負等あるいは破産の場合當するもの（石原、金井・前掲書一八四百開始後の営業継続に含むが、これらは、者に有利な期限の猶で（借財についての長これを和議法五六条返済方法の定まつて法三八条の任務終了のと考へる。

議法五六条の立
田一三〇頁)とい
可後すみやかに
よとの意味であ
のうち「和議の
とは、當業を繼
いは増加するた
てなした借財、
の場合の債権、
の財團債権に該
則掲書六六七頁
)とされ、和議
関連した債権を
それなりに債権
予がありうるの
期延払いなど)、
が喪失せしめる
はないだろう。
いる限り、和議
権につき明確な
に支障がないも
は、登記・登録
計税を除く(和議
一條・一二四條))

公告送達費用
および管財人の
書三〇三頁)。
取扱いは、債
させ(和議法
ることに一晝
三二二頁、安
和議手続一八
頁)。「一般の
は、民商法の
その弁済のな
四二条にあつ
条の債権は同
る(麻上・谷
〔吉永順作〕
がつて、こわ
協議実施す
である(なお
て、別除權の建
えで「石原・前
かく任意協議に
結了に支障が
ある)。劣後
条も同様にた
考えるが、同
従うこととを
議債権の弁済
い。

等のほか、整理委員会報酬を含む（中田・前掲四条）、ここから支弁している（竹野・前掲書四正三・脚註記録破産及び一頁、石原・前掲書六六七優先権ある債権）の範囲定めるところによる。される根拠は、和議法。別除権者（和議法四三・同上編・前掲書四一一頁以下同旨と思われる）。したにつき適宜返済方法をことができるとは当然和議法五六条の解釈として権を同条の対象としたう掲書六六七頁はこの趣旨より弁済することができ、ないとしても結果は同じで法四四条二項の制限にする。したがつて、和完了後まで弁済できな和議債権（和議法四四議法五六条の対象外と法四四条二項の制限に

三 実体法上の効力

1 債務者に対する効力

和議認可決定確定の債務者に与えられた効力のうち最大のものは、和議債権が和議条件のとおり変更され(期限猶予、免除等)、債務者の財産状態あるいは資金計画が健全化すること、そしてしかも、それは和議債権者の全員との関係で生ずることである(和議五七条、破産法三三六条)。債務者においては、確定と同時に和議条件による免除にかかる和議債権につき、(請求方) 和議債権××

(販賣方) (債務免責) ×××の仕訳を行う(なお、和議開始決定以降の和議のために生じた債権、あるいは和議の効力を受けない債権は、和議債権と明瞭に区別され、異なる科目により計上されるはずである)。

右の免除益については、法人税法五九条一項、同法施行令一一七条三号・一八条に基づきその定めの範囲で、和議認可決定確定の日の属する事業年度前の事業年度(法人税法五

七条一項の五年を超過した事業年度も当然含まれる(武田昌輔精説法人税法〔昭和五年版〕四〇九頁))からの繰越欠損金が損金の額に算入される特典がある(会社更生法二六九条三項と法人税法施行令一一八条の限度で差がある)。なお、法律論として和議条件の免除にかかる部分を自然債務とする考え方(斎藤・前掲書一六五頁)があるが、税法の立場、企業家の認識あるいは強制和議の成立と効力(麻上正信監修・新版破産法〔本誌別冊No.2〕二九六頁)。

このほか、債務者は、和議認可決定確定を債権者あるいは取引先に通知すること、和議申立以降の取引条件による改善、経営計画・利益計画の再検討、資金操作の安定化・合理化、コストダウンの実施、技術開発等々盛りだくさんの経営改善項目に直面する。債務者の事業および経営管理権は和議では失われず、たかだか和議債権者中の特定の者に対しても和議認可決定確定により制約がはずれる。

このほか、債務者は、和議条件による管理の制限は中途半端な宿命にある。

このほか、手続法上の効力で述べたことの裏返しとして、債務者は、和議法五六条の弁済もしくは供託の義務がある。和議認可決定確定後の債務者の地位につき、「和議終結後は和議条件を履行すればよく、各債権者を一律に取扱う必要はないから和議債権者中の特定の者に対して和議条件より有利な弁済をしても差支えがないことになる」(石原・前掲書六六七頁)という考え方があるが、和議法四九条二項、破産法三〇四条・三〇五条の制約があるし、また和議法四〇条

財産の処分につき制限を付する旨を定めることができるが(和議法五七条、破産法三二五条)、実情は、和議条件によって監視委員を設ける、債権者代表が經營参加するという程度を超えない(石原・前掲書六六八頁、六〇九頁)。

2 債権者に対する効力

2 債権者に対する効力

2 債権者に対する効力

(1) 和議条件による権利の変更は、債権者の側からしても、資本参加もしくは経営支配の保障のないまま、自らの貴重な人員を債務者に配属できないし、和議管財人・整理委員も、和議債権者に及ぶ(竹野・前掲書三二七頁)。なお、未届の債権者を劣位におけるに岡村玄治「破産法要義二一八頁」がある)。和議法五七条、破産法三二六条の表現は簡潔であるが、この点を明文で定める例もある(一九三五年二月ドイツ和議法八二条一項は議決に反対した者を明示する)。和議の性質あるいは和議認可決定確定の効力が全債権者を拘束するというその根柢には、周知のとおり諸説がある。

詳細は別稿の対象とするところであるが、簡単に述べれば、「裁判説」は、裁判所の認可確定により効力を生ずる点に着目して、認可決定は各債権を変更させる形的裁判であるとする(これ以下の分類方法は、浅田潤

は、会社更生法六七条一項・一二二条・一二三条と同様、和議条件によらない消滅を禁止する趣旨であるから、妥当ではなかろう。

一「和議の効力と履行の確保」企業の整理・再建と清算四六八頁。この説では、多数債権者の意思発表は和議裁判をなすにつき単に裁判官の認識材料であり、換言すれば、多数決は報告的意義を有するにとどまり、処分的意義を有しないこととなる（竹野・前掲書一一页）。すべての債権者を拘束する理由は、それが裁判であるからといふ。

「契約説」は、債務者の和議提供（申込）と債権者集会における一定多数の同意（承諾）による契約とみる。すべての債権者を拘束する理由については、①債権者は債権者団体を構成し、その多数債権者の意思は少数債権者の意思を代表する強制代表の機能を有するからというも（竹野・前掲書一〇〇頁）や、②法律要件と法律効果を区別し、法律要件としての和議は一個の契約であるが、法律効果としての和議は各債権者との契約関係であり、賛成しなかつた者も強制的に引き込まれ、全員が当事者となるという（中田・前掲書二三八頁）。

さらに「折衷説（結合行為説）」は、提供＝承諾、認可の裁判のいずれをも重視し、これらの混成または結合

からなるという（岡村・前掲書二〇二頁）。

(2) この結果、和議条件と矛盾する内容の和議債権に関する和議認可決定確定前の合意・条件・方法はすべて無効となる（石原・前掲書六六九頁）。讓歩取消し・和議取消しによる復帰の場合はもちろん別である。和議債権者の破産申立・強制執行・仮差押・仮処分の執行・保全命令手続に対する和議の効力は、すでに手続法上の効力の箇所で述べたとおりであるから繰り返さない。別除権者の別除権行使には何の支障もない（和議法四三條）。

他方、相殺権については問題が残る。第一に、和議認可決定確定後に、和議法五条、破産法一〇四条に形式違反する相殺適状が生じても（たとえば和議債務者のさらに債務者が和議債権を譲り受け取得したとき）、和議条件の和議認可決定確定は、債権者の有する債務者の保証人、共同債務者、担保供与者に対する権利には、いさ

かくも影響を及ぼさない（和議法五七五三七頁）。第二に、和議法五条、破産法一〇四条に反しない相殺適状がある（大判昭和八・四・二・二法字「東北大學」二号一四九八頁、判例倒産法〔一〕五三七頁）。第三に、和議法五条、破産法三三六条二項。同旨は会社更生法二四〇条二項。附従性に関する民法の例外とされる。これとは別に、

予等の変更の及ぼす効力につき、変更後の範囲（すなわち和議条件に従う範囲）でしか相殺権が行使できないという判例（大判昭和一〇・一・一六民集一四卷一号一一頁）と、和議の認可決定確定後も本来の態様で相殺できるという判例（大阪地判昭和四七・一〇・三〇判例時報六九四号七七頁。ただし、事案は強制和議のもので、同判決は、八頁）。

相殺権者が和議条件による弁済を受けるなど相殺権を放棄したと見られる場合は、別としている）がある。相殺の担保的機能を損なうなど問題があるが、会社更生法一六二条の制定などに照らし、とりあえず、認可までに相殺権行使を怠つた者は、和議条件の範囲に限られると解しておきたい。

四 おわりに

和議は企業再建の法技術としては会社更生に劣るが、これを補う企業実体を債務者が保持しているときに

3 保証人・共同債務者・担保供与者等に対する効力

和議認可決定確定は、債権者の有する債務者の保証人、共同債務者、担保供与者に対する権利には、いさ

た企業「倒産」実務の無法状況〔集団的不履行状況は、和議 자체の厳格・緻密・高度に専門的な運用、あるいは破産へのスマートな移行により除去されない限り、法の支配の理念に少なからずの悪影響を及ぼすこととなる。